

議案第 59 号

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 11 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。